

令和6年第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年6月10日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

西垣 隆 ・ 岩佐 哲司 ・ 山口 貴範 ・ 江崎 美咲
藤吉 理功 ・ 林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰
酒井 勉 ・ 河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉
館林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 野々村 貢

欠席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子

議 長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進 委 員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫
本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三
森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事 務 局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主任主事	臼井 健人	主事	桂川 裕貴
主事	熊澤 宏之	主事	小野さなえ
主事	中原こず恵		

議 事

- 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 28 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 29 号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第 30 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
- 報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号11番酒井勉委員、議席番号12番河田均委員の両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第25号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、北長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では季節野菜を栽培するものです。

3番、木田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

4番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです。

5番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番及び4ページの7番、合渡地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。

8番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借権の設定です。
申請地では野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 25 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1 番から 2 番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
5 月 16 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
2 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
6 月 4 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。
申請地では、サツマイモや玉ねぎなど季節の野菜を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、3 番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

3 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
5 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、4 番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

4 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
6 月 4 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に、現地立会いを行いました

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

5月24日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番から7番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、申請人所有の隣地水田と共に水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、柳津地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

8番の申請は、農業経営を開始する借人へ、畑を貸し出すものです。

5月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、なす、きゅうり等の野菜を栽培される予定です。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないとのことでした。

議長

ありがとうございました。

議案第 25 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 25 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 26 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 26 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6 ページの総括表を御覧ください。

今回は、2 件、合計 864.00 平方メートルです。

7 ページをお願いします。

1 番、木田地区の申請は、畑地転換で一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

2 番、柳津地区の申請は、一般個人住宅の駐車場として転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設、その他の公共施設があるため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 26 号について説明を受けました。
何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 26 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 27 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の
審議について、今回の申請は、所有権の移転、1 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 27 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は
貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表を御覧ください。

今回の申請は、1 件、合計 50 平方メートルです。

10 ページをお願いします。

1 番、合渡地区の申請は、農家住宅駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地
であり第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡
張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないため、許可し
得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 27 号について説明を受けました。
議案第 27 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。
議案第 27 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 28 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 4 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 28 号について説明いたします。

11 ページをお願いします。

今回は、4 件提出されており、明細は 12 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計で 4,396 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 28 号について説明を受けました。

議案第 28 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第 28 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 29 号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 29 号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、次の5つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5つの条件とは、1つ目、1区画が10アール未満の貸し付けであること。2つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。3つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。4つ目、5年を超えない貸付期間であること。5つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

14 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、岩地区の申請地は、市街化区域内の畑で、
面積が 975 平方メートル、貸付区画が 20 区画、貸付期間が最長で 5 年です。貸付協定は、令和 6 年 5 月 14 日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの 5 つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 29 号について説明を受けました。
議案第 29 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。
議案第 29 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 30 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 30 号について、農業委員会事務局の佐藤から御説明いたします。

議案 30 号は、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況を公表するものです。

16 ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況、令和6年4月1日現在の1農業委員会の現在の体制、2農家・農地等の概要につきましては記載のとおりでございます。

17 ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況、農業委員会の実績および点検・評価結果についてでございます。

1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積についてでございますが、①現状及び課題について、管内の農地面積は 3,880 ヘクタール、集積面積は 1,028.9 ヘクタール、集積率は 26.5 パーセントです。課題については記載のとおりです。

②目標及び③実績について、目標集積率 25.8 パーセントに対して実績集積率が 26.5 パーセントでございます。達成状況は 102.94 パーセントで、目標は達成しております。点検結果は記載のとおりです。

（2）遊休農地の発生防止、解消についてでございます。

①現状及び課題について、直近の利用状況調査により判明した遊休農地面積は、16.0 ヘクタールです。課題については記載のとおりです。

②目標の遊休農地の解消目標面積が 3.7 ヘクタールに対して 18 ページ、③実績の遊休農地の解消実績面積が 4.1 ヘクタール、よって、達成状況は 110.8 パーセントで、目標は達成しております。点検結果は記載のとおりです。

（3）新規参入の促進 についてでございますが、①現状及び課題について、令和5年度は新たに2経営体が参入しました。課題については記載のとおりです。

②目標の新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積が 2.9 ヘクタールに対して、19 ページ③実績の実績面積が 2.1 ヘクタール。よって、達成状況は 72.4 パーセントで、目標は達成しませんでした。点検結果は、記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人あたり月 11 日でした。

（2）活動強化月間の設定回数について、①目標は年3回で、内容は記載のとおりです。②実績は年3回で、結果は記載のとおりです。

よって、目標は達成しております。

20 ページをお願いします。

（3）新規参入相談会への参加について、①目標の2回に対して、②実績は1回で目標は達成しておりません。

予定されていた9月上旬の企業等の農業参入セミナーが開催されなかったことによるものです。内容については記載のとおりです。

目標の達成状況について、令和4年2月25日付、農林水産省経営局農地政策課長通知の農業委員会による最適化活動の推進等についてにある別表、目標の達成状況の標語の適用方法に基づき、目標の達成状況の標語を記載いたしました。

21 ページをお願いします。

Ⅲ事務の実施状況について、1 総会、部会の開催実績については記載のとおりです。2 農地法第3条に基づく許可事務について、令和5年度処理件数は112件です。3 農地転用に関する事務について、令和5年度処理件数は、60件です。

4 違反転用への対応は、記載のとおりです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第30号について説明を受けました。

議案第30号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第30号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第19号から第21号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第19号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

23 ページをお願いします。

届出は、56件、合計103,569.44平方メートルです。

続きまして、報告第20号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

25 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、6件、合計1,335.41平方メートルです。

明細は、26ページから27ページです。

続きまして、報告第21号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

29 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、44 件、合計 21,585.32 平方メートルです。

明細は、30 ページから 40 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 6 年 5 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 28 分閉会を宣す。
この議事の正確を証するために下に署名する。